

二輪自動車等のすれ違い用前照灯に係る前照灯試験機による審査方法の追加

1. 背景

独立行政法人自動車技術総合機構は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号、以下「細目告示」という。）の一部改正により、二輪自動車等の前照灯基準が国際基準調和に基づく協定規則（協定規則第 98 号、協定規則第 112 号及び協定規則第 113 号、以下「協定規則」という。）が採択され、直接引用されたことに伴い、二輪自動車等の前照灯に係る新たな審査方法について適切な運用を図り、確実かつ効率的な審査が実施できるよう、審査事務規程の一部改正を行うこととします。

2. 改正概要

(1) 二輪自動車等の前照灯審査をすれ違い用前照灯による審査に変更

協定規則において要求される主な要件が、すれ違い用前照灯となることから、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による方法からすれ違い用前照灯による方法へ変更します。

【対象車両】

平成 32 年 7 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車

(2) 前照灯試験機による二輪自動車等のすれ違い前照灯の審査方法を規定

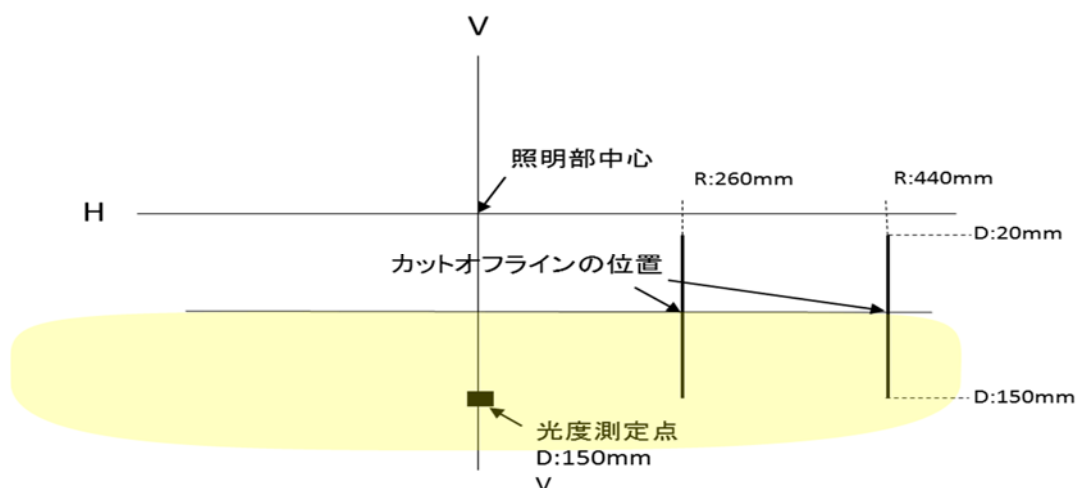
すれ違い用前照灯の審査に伴い、前照灯試験機の判定基準について、エルボ一点を有する前照灯（協定規則第 98 号及び第 112 号）にあつては、四輪自動車において実施している審査方法をベースとし、エルボ一点がない前照灯（協定規則第 113 号）にあつては、協定規則の要件を考慮し、下表のとおり、すれ違い用前照灯の判定基準を定めます。

【エルボ一点がない前照灯の判定基準】

要件	判定基準
カットオフラインの位置	左右：R260mm、R440mm の点 (R1.50°、R2.50°) 上下：D20mm～D150mm の範囲 (D0.11°～D0.86°)
光度測定点	D150mm-V 点 (D0.86°-V 点)

光度測定点の光度	3,200cd 以上
----------	------------

(参考図)



(3) 現在の前照灯試験機でも対応可能な審査方法

二輪自動車等のすれ違い用前照灯試験機の体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査した際に、次のいずれかに掲げるものは(2)に掲げる判定基準に適合しているものとして審査を行うことができるものとします。

- ① 従前の走行用前照灯による判定基準を満たすもの
- ② 前照灯が正射されているものと判断でき、かつ、すれ違い用前照灯の配光及び光度が次の要件を満たすもの
 - 1) 照射光線が他の交通を妨げないものとして、カットオフライン又は配光の最も明るい位置が、照射部の中心を含む水平面より下方にあること。
 - 2) 適切な光度を有しているかの確認として、前照灯試験機により計測した最高光度が5,000cd以上であること。

3. 今後のスケジュール

改正 : 平成31年3月(予定)

施行 : 平成31年8月1日(予定)